



## 配偶者控除の改正点

新年明けましておめでとうございます。

正月三が日も天候はよく、初詣日和となりました。皆様にとっても良い新年を迎えられたことと存じます。元号が平成となり30年目を迎えました。また今年には明治維新から150年目となるそうです。平成は平和に成るで平成と言うそうですが、元号が変わってもずっと平和であってほしいものです。

本年も引き続き、ご交誼、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。



さて、今回は平成30年より適用される配偶者控除の確認をいたします。

### (1) 配偶者控除の見直し

配偶者控除を受ける際の要件が変更されました。

変更された内容

1. 控除対象配偶者の合計所得金額  
配偶者の合計所得金額が38万円以下から85万円以下に変更されました。(給与収入のみなら103万円から150万円以下に変更)

2. 配偶者を扶養する方の合計所得金額に制限が設けられました。なお控除金額は以下の通りとなります。

①合計所得金額が900万円以下の場合  
38万円(老人控除対象配偶者48万円)

②合計所得金額が900万円超950万円以下の場合  
26万円(老人控除対象配偶者32万円)

③合計所得金額が950万円超1000万円以下の場合  
13万円(老人控除対象配偶者16万円)

また配偶者特別控除についても改正が行われました。(金額は表を参照)

#### 配偶者特別控除

本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
給料収入(参考)	1,120万円以下	1,170万円以下	1,220万円以下
配偶者の合計所得金額	控除額		
38万円超85万円以下※	38万円	26万円	13万円
85万円超90万円以下	36万円	24万円	12万円
90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円

※配偶者控除となります。

## (2) 配偶者控除の改正に伴う平成30年分の扶養控除等申告書(以下 $\text{\textcircled{因}}$ )の書き方及び源泉所得税の計算について

### 名称の変更

控除対象配偶者から源泉控除対象配偶者に変更されました。

### ①合計所得金額900万円以下の方

給与所得者(本人)の合計所得金額が900万円以下(給与のみの年収で1120万円)で生計を一にする配偶者の合計所得金額が85万円以下となる人は $\text{\textcircled{因}}$ に源泉控除対象配偶者名を記入してください。給与計算をする際、源泉控除対象配偶者がおりますので扶養人数は1人となります。

### ②合計所得金額900万円超の方

給与所得者(本人)の合計所得金額が900万円超の場合は、配偶者の所得に関係なく $\text{\textcircled{因}}$ に源泉控除対象配偶者名を記入しないでください。給与計算をする際の源泉控除対象配偶者は0人となりますので扶養人数は0人となります。

### ③配偶者が障害者の場合

配偶者控除を受けることができる配偶者の合計所得金額は38万円から85万円に変更されましたが、配偶者を控除対象障害者として障害者控除を受けるには、これまで通り配偶者の合計所得金額は38万円以下が条件となります。配偶者の合計所得金額が38万円を超えている場合には障害者控除の対象とはなりません。なお毎月の給料計算において控除対象となる場合には扶養人数を1人加算とします。

配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法

本人 配偶者	900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
	38万円以下 (103万円以下)	1人	0人	0人
配偶者が控除対象障害者に該当	1人+1人=2人	0人+1人=1人	0人+1人=1人	0人+1人=1人
38万円超 85万円以下 (103万円超 150万円以下)	1人	0人	0人	0人
85万円超 (150万円超)	0人	0人	0人	0人

※( )内は給与収入金額

### 年末調整時の配偶者控除の計算

毎月の給料計算の源泉所得税は給与所得者(本人)及び配偶者の見込み所得で計算しており、年末調整時に本人及び配偶者の所得により配偶者控除(配偶者特別控除)の金額を確定することになります。

年末調整の際はこれまでの給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書が2つに分かれ平成30年からは①給与所得者の保険料控除申告書と②給与所得者の配偶者控除等申告書になります。配偶者控除及び配偶者特別控除の所得計算はこの申告書に記載します。



## 医療費控除の改正点

### (1) 医療費控除の改正点

①領収証の代わりに **医療費控除の明細書を添付すること**となりました。

②領収証の提出が不要となりました。

③医療費通知書を添付すると明細書の記入も省略できます。

④確定申告期限から5年間、領収証は自宅に保管することになりました。

### (2) セルフメディケーション税制が創設されました。

平成29年分の確定申告からセルフメディケーション税制が新たに開始されます。現行の医療費控除の計算では、その年に支払った医療費と市販薬の合計額が10万円を超えた場合には、その超えた部分の金額が200万円を限度に医療費控除として計算しております。(※所得が低い方は10万円未満でも一部控除が出来ます。)

セルフメディケーション税制は、健康の保持増進及び疾病の予防に関する取組を行った方が、対象商品を年間12,000円以上購入した場合には、その超える部分の金額がセルフメディケーション税制控除として総所得金額から **88,000円を限度に控除することができます。**これは通常の医療費控除とどちらか選択適用となります。

### (3) 一定の取組みとは

セルフメディケーション税制の適用を受けようとする年分に、「健康の保持増進及び疾病の予防に関する一定の取組」を行っている方が対象となっております。

一定の取組みとは、次の取組をいいます。

①保険者（健康保険組合等）が実施する健康診査【人間ドック、各種健（検）診等】

②市町村が健康増進事業として行う健康診査

③予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】

④勤務先で実施する定期健康診断【事業主検診】

⑤特定健康診査（いわゆるメタボ検診）、特定保健指導

⑥市町村が健康増進事業として実施するがん検診

※1 申告される方が一定の取組を行っている必要がありますが申告される方と生計を一にする配偶者その他の親族の方が「一定の取組」を行っている必要はありません。

※2 「一定の取組」に要した費用（例えば、人間ドックの受診費用など）は控除の対象となりません。



#### (4) 特定一般用医薬品等購入費の範囲

セルフメディケーション税制の対象となる商品には、購入の際の領収書等にセルフメディケーション税制の対象商品である旨が表示されています。対象商品（スイッチOTC）医薬品の具体的な品目一覧は、厚生労働省ホームページに掲載の「対象品目一覧」で確認できます。

一部の対象医薬品については、その医薬品のパッケージにセルフメディケーション税制の対象であることを示す識別マークが掲載されています。



また薬局、ドラッグストアで対象商品を購入した際は領収証に左図のような表示がありますのでご確認ください。

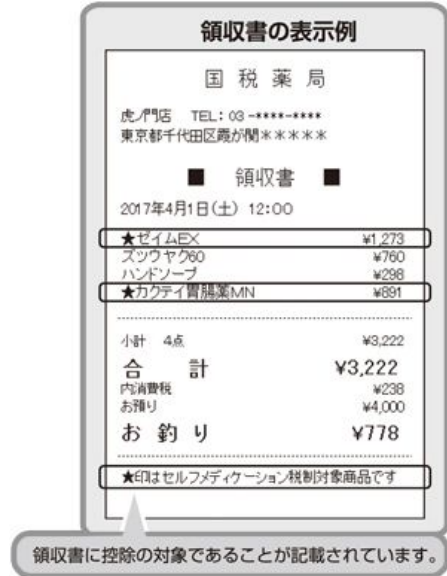
#### (5) 添付書類

確定申告の際は以下の書類を添付します。

##### ①セルフメディケーション税制の明細書

②セルフメディケーション税制の適用を受ける方がその適用を受けようとする年分に一定の取組を行ったことを明らかにする書類（①氏名②取組を行った年③取組に係る事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限り。）具体的にはインフルエンザの予防接種の領収証や健康診断書になります。診断書を添付をする際は、健康診断結果部分は不要ですので切り取るか黒く塗りつぶして提出します。

また明細書の記入内容を確認するため、確定申告期限から5年間は税務署から領収書の提示又は提出を求める場合がありますので自宅に領収証を保存しておきます。



#### その他の確認

①平成30年中の非課税住宅資金贈与  
父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、住宅を取得するための資金を贈与された場合の非課税について、平成30年中の贈与については、省エネ等住宅については1200万円、それ以外の住宅については700万円となります。

②マイナンバー関係  
2018年1月から個人番号（マイナンバー）と預金口座をひも付ける付番が開始します。応じるかは個人の任意であり法的義務ではありません。新規に預金口座を開設する際には個人情報提供を求められますので開設の際は忘れずにご用意ください。  
(担当：山本 修)